

## 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本要領（以下「実施要領」という。）は、四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期計画）の策定業務委託に係る最優先受託候補者を選定するための公募型プロポーザル実施に関し必要な事項を定めることを目的とします。

### 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託
- (2) 委託期間 契約日の翌日から令和9年3月31日
- (3) 業務内容 別添「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託仕様書」（以下、仕様書という。）のとおり。
- (4) 委託限度額 4,861,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※四街道市議会における議決後の令和8年度事業となります。

### 3 選定までのスケジュール（予定）

スケジュール	日時	提出書類
募集開始	令和7年12月1日（月）	—
参加申込期限	令和7年12月24日（水）16時半まで	参加申込書（様式1）
質問書受付期限	令和7年12月24日（水）12時まで	質問書（様式2）
質問の回答	令和7年12月26日（金）12時まで	—
企画書等の提出期限	令和8年1月22日（木）16時半まで	企画提案書類（様式3～5を含む）
書類審査の結果通知 (第1次審査)	令和8年2月6日（金）	—
プレゼンテーション審査 (第2次審査)	令和8年2月18日（水）	—
選定結果の通知（公表）	令和8年2月20日（金）	—
契約締結	令和8年2月下旬	—

※日程については、都合により変更となる場合があります。

※書類審査（第1次審査）の結果はEメール等にて通知します。

※プレゼンテーション審査（第2次審査）の開始時間、場所等は後日Eメールにてご連絡します。

#### 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人とします。

- (1) 直近 10 年以内に地方自治体において、高齢者福祉・介護保険に関する計画策定業務及び計画策定のための調査業務を受託し、完了した実績があること。
- (2) 四街道市の入札参加資格を有していること、または令和 8 年 2 月までに四街道市の入札参加資格を有する見込みがあること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始決定がされていない者、または民事再生法に基づく再生手続開始決定がされていない者であること。
- (5) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を発注工事ごとに行う入札公告（以下「入札公告」という。）の公告日から入札日までの期間、受けていない者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 四街道市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等または第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

#### 5 失格要件

参加申込書を提出してから最優先受託候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格または審査の対象より除外します。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなった場合。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
- (3) 参加申込書または企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 受託候補者が不渡手形または不渡小切手を出した場合。
- (5) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合。

#### 6 参加申込

令和 7 年 12 月 24 日（水）16 時半までに、参加申込書（様式 1）を四街道市役所高齢者支援課宛て郵送または持参してください。

※持参の場合は、9 時～16 時半まで。（土曜・日曜日、祝日を除く）

※郵送の場合は、上記提出期限までに必着。簡易書留郵便等の送付記録の残る方法により送付すること。

## 7 質問及び回答

実施要領及び仕様書の内容等に質問がある場合は、質問書（様式2）を四街道市役所高齢者支援課宛て提出してください。

- (1) 受付期限 令和7年12月24日（水）12時まで
- (2) 提出書類 質問書（様式2）
- (3) 提出方法 四街道市役所高齢者支援課宛てに、Eメールで提出し、Eメール送信後、高齢者支援課担当宛て電話にて連絡してください。

電話番号：043-420-7522

Eメールアドレス：[ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp](mailto:ykorei@city.yotsukaido.chiba.jp)

- (4) 回答方法 令和7年12月26日（金）12時までに、質問者を伏せた上で、回答をEメールで企画提案書類の提出意思のある受託候補者全員に送信します。

## 8 企画提案書類

次の(1)から(5)をもって、企画提案書類とします。

なお、(1)の次に目次を作成し、ページ番号を付け、(2)から(5)の順に綴じてください。

※A4判に調製してください。ただし、図表等についてはA3判も可とします。その場合はA4サイズに折り込んでください。

- (1) 企画提案提出書（様式3）  
直近10年以内の受託候補者の他自治体における同種（高齢者福祉・介護保険に関する計画策定）の実績を記載してください。
- (2) 業務実績書（様式4）  
直近10年以内の受託候補者の他自治体における同種（高齢者福祉・介護保険に関する計画策定）の実績を記載してください。
- (3) スタッフ等体制調書（様式5）  
総括責任者・主任技術者・担当者その他スタッフの氏名、経歴、資格、所属部門等必要事項を記載してください。また、それぞれのスタッフが携わった代表的な実績や現在の手持ち業務の状況を必ず記載してください。
- (4) 事業者概要書（任意様式）※「11 選定基準」に沿って作成してください。  
様式等は任意ですが、受託候補者の経歴、組織体制、概要を記載してください。
- (5) 企画提案書（任意様式）※「11 選定基準」に沿って作成してください。  
「実施要領」及び「仕様書」に則り、1者1案として、次の項目に従い基本的な考え方を簡潔に記載してください。  
また、原則として企画提案書は30ページ以内としてください。

### ① 企画提案

- ア 本業務受託に当たっての基本的な考え方
- イ 当市の特色、課題
- ウ 全体計画（業務スケジュール）
- エ 仕様書項目についての実施方策と考え方

## オ 提案の特徴

- ② その他独自の提案事項
  - ③ 事業費見積書
- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について、女性活躍推進法に基づく認定又は次世代育成支援対策推進法に基づく認定、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けている場合は、認定を受けていることが確認できる書類（以下のいずれかに関する認定通知書等）の写しを提出してください。
- ① 女性活躍推進法に基づく認定
    - ・えるぼし認定
    - ・プラチナえるぼし認定
    - ・一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者が100人以下の場合のみ）
  - ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
    - ・くるみん認定
    - ・トライくるみん認定
    - ・プラチナくるみん認定
    - ・一般事業主行動計画策定企業（常時雇用する労働者が100人以下の場合のみ）
  - ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
    - ・ユースエール認定

## 9 企画提案書類の提出

- (1) 提出部数 10部（原本1部、副本9部提出）
- (2) 提出期限 令和8年1月22日（木）16時半まで
- (3) 提出方法 郵送または持参
  - 持参の場合は、9時～16時半まで（土曜・日曜日、祝日を除く）
  - 郵送の場合は、上記提出期限までに必着
- (4) 提出場所 四街道市役所 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係  
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地  
電話番号：043-420-7522 担当：行方
- (5) 参加辞退 参加申込書提出後に辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を郵送またはEメールで提出してください。以後、辞退により受託候補者が不利益な扱いを受けることはありません。

## 10 選定審査

書類審査（第1次審査）及びプレゼンテーション審査（第2次審査）は、「11 選定基準」に基づき、四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務受託者選定委員会が行います。

選定結果に関する異議申し立ては受理しません。

### (1) 書類審査（第1次審査）

提出された企画提案書類の書類審査（第1次審査）を実施し、上位3者を選定します。

選定結果は、企画提案書類を提出した受託候補者全員に通知します。（辞退候補者を除く）

参加申込が3者以下の場合は、全ての受託候補者についてプレゼンテーション審査（第2次審査）を実施します。

### (2) プrezentation審査（第2次審査）

書類審査（第1次審査）にて選定された上位3者に対して、企画提案書類をもとに以下のとおりプレゼンテーション審査（第2次審査）を実施し、最優先受託候補者を決定します。

選定結果はプレゼンテーション審査（第2次審査）を実施した受託候補者全員に通知します。また、市ホームページで最優先受託候補者の名称及び合計得点、その他の受託候補者は社名を伏せた上で合計得点を公表します。

#### ① 実施日

令和8年2月18日（水）

書類審査（第1次審査）により選定された受託候補者へ別途、プレゼンテーション審査（第2次審査）の開始時間、場所等を通知します。

#### ② プrezentation審査（第2次審査）

30分（説明20分、質疑応答10分程度）

プレゼンテーションは原則、企画提案書類のみで行うこと。

企画提案書類の内容以外の追加資料の配布は認めません。

#### ③ 出席者

3名以内とします。また、説明者は本業務に携わる担当者とします。

## 11 選定基準

別紙「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル選定基準」とおり。

(1) 書類審査（第1次審査）は別紙（1）～（4）により評価します。

(2) プrezentation審査（第2次審査）は別紙（1）～（5）により評価します。

(3) 評価点が同点の場合は、「(3)企画提案書の内容」の得点が高い委託候補者を上位として選定します。さらに同点の場合は、見積金額の低い事業者を上位とします。

- (4) 選定委員の評価点の合計が最大評価点の5割未満である場合は、最優先受託候補者としては選定しません。

## 12 その他

- (1) 四街道市議会において、本業務に係る予算が成立しなかった場合、本公募は中止いたします。その場合を含め、プロポーザルに関する費用については、受託候補者の負担とさせていただきます。
- (2) 提出書類は、本業務の受託者選定以外に無断で使用しません。  
ただし、透明性や公正を期すために公表する場合があります。
- (3) 提出書類については返却しません。
- (4) 最優先受託候補者選定後の契約締結は、当市に定められた随意契約手続によるものとします。ただし、当該最優先受託候補者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとします。
- (5) 企画提案書類に記載された項目は、契約締結時に仕様書に反映するものとします。  
ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、当市と最優先受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、削除を行えるものとします。そのため、最優先受託候補者選定の決定をもって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではありません。
- (6) 評価項目の評価点配分や審査の過程、内容等についてはお答えしません。
- (7) インボイス制度への対応として、消費税の適格請求書等保存方法（インボイス制度）に対応するため、適格請求書（インボイス）の発行及び保存等の事務に対応すること。  
交付方法については、四街道市と協議を行い、決定すること。